

鹿交規第 361号  
平成17年7月15日

各部長  
各参事官 殿  
各所属長

本 部 長  
担当 企画許可係 TEL

路上競技に伴う道路使用許可の取扱いについて（通達）

路上競技に伴う道路使用許可については、「幹線道路を使用した路上競技及び大規模イベントに対する道路使用許可の取扱いについて（通達）」（平成13年12月18日付け鹿交規第 445号。以下「旧通達」という。）に基づき取り扱ってきたところであるが、最近の開催要望の背景に地域の活性化等を目的とした自治体等の施策が関係していることにかんがみ、今後、路上競技に伴う道路使用許可については、下記のとおり対応することとしたので、事務処理に誤りがないようにされたい。

なお、この通達は平成17年7月27日から施行し、旧通達は同月26日限り廃止する。

記

1 路上競技の定義

この通達において「路上競技」とは、マラソン、駅伝、自転車ロードレース、トライアスロン競技等（カーレース及びラリーを除く。）をいうものとする。

なお、カーレース及びラリーについては「イベント等及びカーレースに伴う道路使用許可の取扱いについて（通達）」（平成16年6月22日付け鹿交規第 249号）によるものとする。

2 路上競技に伴う道路使用許可についての基本的な考え方

路上競技に伴う道路使用については、道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項第4号の規定に基づく鹿児島県道路交通法施行細則（昭和53年

鹿児島県公安委員会規則第16号)第21条において、警察署長の道路使用許可が必要な行為とされており、道路使用許可の可否の判断は、警察署長が同法第77条第2項に基づいて個別具体的に行うこととなる。路上競技に伴う道路使用は、使用する道路が長距離にわたり、また、交通規制が長時間に及ぶなど交通に及ぼす影響が大きいことから、交通の妨害となるおそれを上回る公益性があるとして、同項第3号に該当するものと判断するに当たっては、当該路上競技が次の(1)から(6)までに該当するかどうかを慎重に検討すること。

(1) 路上競技の目的

スポーツ振興、青少年の健全育成、地域活性化等の公益目的を有するものであること。

(2) 地域住民、道路利用者等の合意形成

道路を使用することについての地域住民、道路利用者等の合意の度合いが十分であると認められること。

なお、地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るため必要があると認められるときは、「イベント等及びカーレースに伴う道路使用許可の取扱いについて」(平成16年6月22日付け鹿交規第249号)の記3に準じて必要な措置を講じること。

(3) 地方公共団体の関与

路上競技の実施に地方公共団体が関与(主催、共催、後援、支援等)していること。

(4) 使用する道路及び交通の状況

ア 原則として、主要幹線道路、幹線道路、路線バス通行道路その他の交通量の多い道路又は地域住民の日常生活の基幹となる道路等を使用するものでないこと。

イ 競技実施に伴い、順行の交通の通行止め規制が必要となる場合は、規制時間が交通の著しい妨害とならない時間内となるように計画されていること。

ウ 原則として、競技実施に伴い対向の交通の通行止め規制を実施する必要があるものであること。ただし、やむを得ず対向の交通について通行止め規制が必要となる場合は、規制時間が長時間に及び交通の著しい妨害とならないように計画されていること。

エ 競技実施に伴い通行止め規制が必要となる場合は、使用する道路について、予想される交通量を処理できる回路が確保されるとともに、緊急自動車の走行路が確保されていること。

(5) 競技の内容、実施方法等

ア 実施する日時は、原則として交通量の少ない曜日（日曜日又は祝日）、時間帯が選定されていること。

イ 原則として道路に施設を設けるものでないこと。

ウ スタート及びゴール地点が、原則として道路外に設定されていること。

エ コース内の適当な場所に関門を設けるなどして、競技参加者の整理を行い、競技実施時間が長くならないように計画されていること。

オ 自転車ロードレースの出発地点における自転車置場は、原則として道路外に設置が計画されていること。

カ 競技に使用する自動車は、審判長車その他必要やむを得ない最小限のものが計画されていること。

(6) 実施主体の講じる措置

ア 使用する道路の必要な箇所に、責任者及び自主整理員を配置するなど、実施主体の責任において、競技及び観客の安全を確保するため適切な体制が整備されていること。

イ 地域住民、道路利用者等に対する事前広報について必要な措置がとられていること。

ウ レース及び観客の安全を確保するため、観客の多数集まる場所にロープを張り、必要な自主整理員が配置されていること。

エ 自転車ロードレースのコース内のカーブ箇所には、必要な防護柵、防護クッション等を配置するとともに、必要な自主整理員が配置されていること。

オ 自転車ロードレースのコース内の道路に側溝がある場合には、原則として側溝に蓋がされていること。

3 交通規制課との連携

道路使用の許可は警察署長の権限であるが、主要幹線道路を使用する新たな路上競技に関する事前情報や事前相談等を受理した場合は、その状況を交通規制課長を経由して本部長に報告するとともに同課と連携を取りながら対応すること。

4 道路使用許可に対する本部長へのりん議

主要幹線道路等を使用する路上競技に伴う道路使用許可申請書が提出された場合は速やかに本部長にりん議すること。

5 その他

トライアスロン競技に伴う道路使用の許可に際しては、その競技が陸上及び水上の競技と一体をなしている競技であるので、競泳競技に係る水難、紛争等の防止について水難防止担当部門及び雑踏警備担当部門の意見を徴する等厳格に審査すること。

